

物 品 売 買 契 約 書

佐賀県（以下「甲」という。）を発注者とし、 （以下「乙」という。）を受注者として、次の表のとおり物品の売買について、次の条項により契約を締結する。

品 名	【単価契約】豚熱生ワクチン
規 格	別添「仕様書」のとおり
契約期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
契約単価	豚熱生ワクチン（シード）50 頭分： ○○○ 円／本 豚熱生ワクチン（シード）20 頭分： ○○○ 円／本 （消費税額及び地方消費税額相当額を含まない額）
契約保証金	財務規則第115条第3項第3号により免除
納入期限	別添「仕様書」のとおり
納入場所	別添「仕様書」のとおり

第1条 物品名、規格、銘柄、納入期限、納入場所等は別紙の「仕様書」のとおりとする。

第2条 甲は乙に対して、必要な数量の納入を指示するものとする。

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは甲に通知し、甲の指示により検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、物品納入の際、甲の立会いのもとに行うものとする。

乙は、検査に合格した後、物品を納入するものとする。

第4条 前条の規定による検査に合格しないものがあつたときは、乙はただちに引き換えし、更に検査を受けなければならない。ただし、このために納期を延長することはできない。

第5条 甲は、第3条及び第4条に規定する検査のほか必要があると認めるときは、納入期限前に随時検査を実施することができる。

第6条 乙が物品を納入するに必要なすべての費用は乙の負担とする。

第7条 納入された物品が、契約の内容に適合しないものであるとき、又は、1か月以内に甲の不注意によることなく破損し、または故障を生じたときには、甲は乙に対し、乙の負担による取換えまたは補修の要求をすることができるものとする。

この場合において、乙がその義務を履行しないときは、甲がこれを代行し、その費用は乙が負担するものとする。

第8条 乙の責に帰する事由により期限内に物品を納入しないときは、甲は違約金として納期の翌日から完納に至るまでの日数に応じ、未納物品代金に対して年3.0%の割合を乗じた金額を徴収する。

第9条 乙は天災又は不可抗力その他正当の事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第10条 甲は、乙が次の各号に該当するときには、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責を負わない。

(1) 納入期限内に納入できる見込みがないと認められたとき、又は契約を履行しなかったとき。

(2) 納入に関し不正の行為があったとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団員の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) その他この契約に反したとき。

第11条 甲は、乙が前条に該当したことにより、契約を解除した場合は、違約金として●●円を徴収する。

2 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 乙は、第1項の規定による違約金の請求を受けた場合において、甲の定める期間までに支払わないときは、期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

第 12 条 乙は、納入物品を月毎にとりまとめ、物品代金を甲に請求するものとする。

甲は、乙が提出する適正な請求書を提出した日から 30 日以内に支払うものとする。

2 乙は、甲が前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 % の割合で算定した遅延利息を甲に請求することができる。

第 13 条 前条の代金の額は、契約単価に 1 か月分の納入数量を乗じて得た金額に、消費税及び地方消費税額を加算して得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、当該金額の 1 円未満を切り捨てた額）とする。

第 14 条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。

第 15 条 甲は、この契約締結後に、経済上の著しい変動により、契約単価が甚だしく不適當であると認めたときにおいて、乙と協議のうえ契約を変更することができる。

第 16 条 前各条に定めるもののほか契約の履行について必要な事項は、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）の定めるところによる。

第 17 条 この契約について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため契約書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を所有するものとする。

令和 8 年 10 月 日

甲 住 所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

氏 名 佐賀県農林水産部畜産課長

乙 住 所

商号又は名称

代表者職氏名